

浦工高第20547号
令和3年2月5日

保護者各位

埼玉県立浦和工業高等学校長 関根 憲夫

緊急事態宣言の期間延長に伴う学校の対応について（通知）

向春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の期間延長を受け、県教育委員会において県立学校における学校運営の基本方針が示されました。

本校といたしましては、感染防止対策を徹底しながら、下記のとおり引き続き教育活動を継続してまいりますのでご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

また、ご家庭におかれましても基本的感染防止対策の徹底と不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅するようご指導くださいますよう改めてお願いいたします。

記

1 登下校時の3密の回避について

1月8日（金）から3月7日（日）まで始業時刻を1時間遅らせる。

2 部活動の原則中止について

1月8日（金）から3月7日（日）まで原則中止する。

3 家庭へのお願い

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）
- (2) 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- (3) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- (4) 生徒のみの会食等の自粛

4 新型コロナウイルス感染時の報告について

生徒が新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となった場合は、次の項目をメールにより報告をお願いします。

- (1) 感染者（陽性）又は濃厚接触者
- (2) 学年クラス、生徒氏名、所在地（市町村名）、受診医療機関名
- (3) 送信先アドレス：info@urawa-th.spec.ed.jp

埼玉県立浦和工業高等学校
担当 教頭 島田 利博
TEL 048-862-5634
FAX 048-836-1058